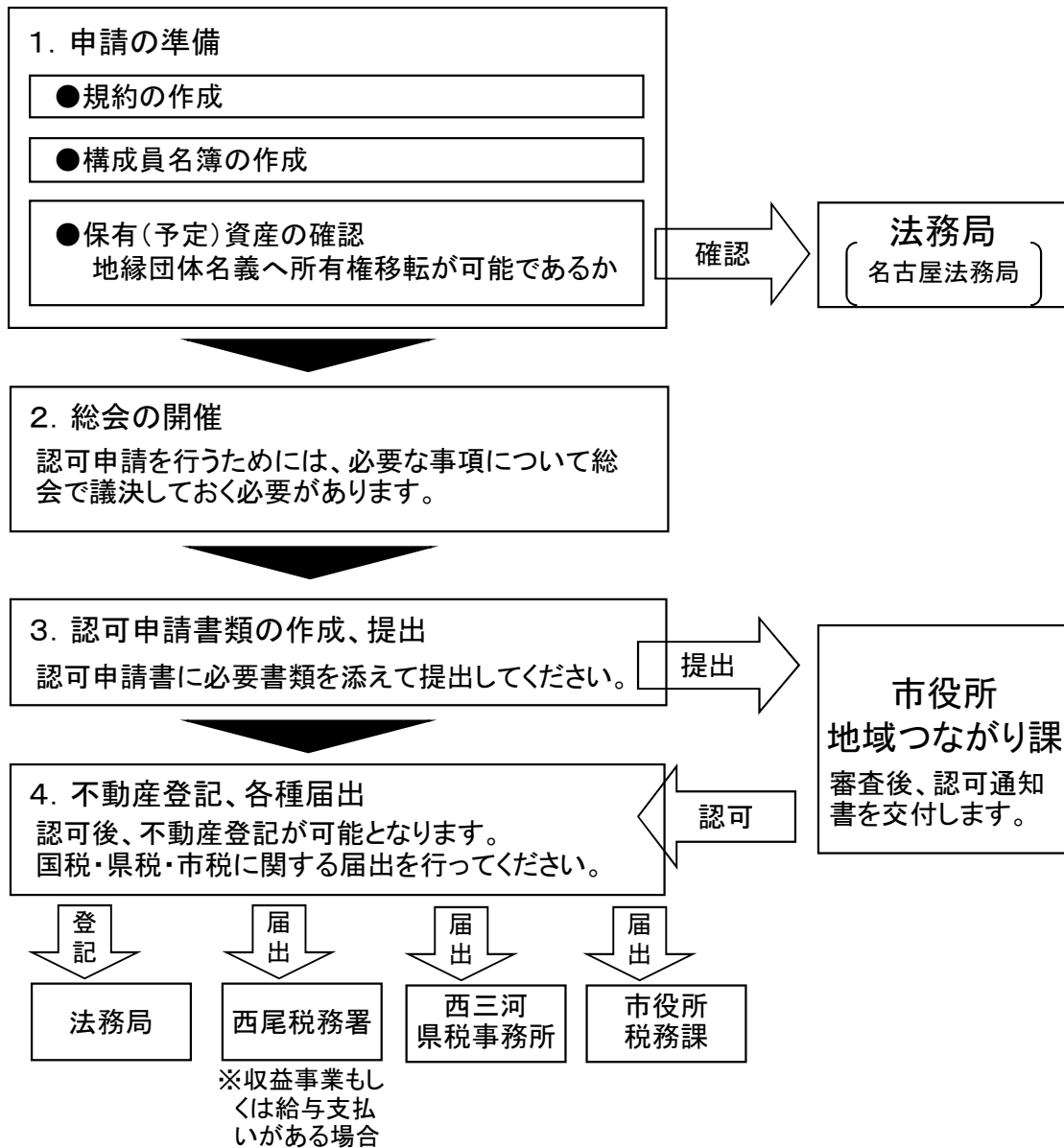


地縁団体認可までの主な手続き



変更の届出について

代表者変更や事務所の所在地変更といった告示事項変更、規約変更の手続きについても、認可申請と同様に、

総会の開催 ⇒ 必要書類の提出 ⇒ 各種届出(※)

という流れになります。

(※)各種届出については、当面の間、税務署への届出のみ必要となります。